委託業務特記仕様書（令和4年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

第１条　本業務は，「徳島県測量作業共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県設計業務共通仕様書　平成２１年４月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２１年４月」に基づき実施しなければならない。なお，これらに定めのないもので，港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

２　ただし，共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書，指針等は改定された最新のものとする。なお，業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第２条　「徳島県測量作業共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県設計業務共通仕様書　平成２１年４月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２１年４月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は，次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお，入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県ＨＰ）：「委託業務共通仕様書について」

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099

（共通仕様書の読み替え）

第３条　「徳島県測量作業共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県設計業務共通仕様書　平成２１年４月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２１年４月」において，「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と，読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

第４条　当初業務委託料（税込み）が１００万円を超え５００万円未満の土木工事に係る測量，設計，試験及び調査の委託業務（建物調査，不動産鑑定，除草，現場施工管理等の委託業務は除く）は，別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。

２　前項の対象業務の受注者は，契約時，評定の実施の意向について，「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

３　履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし，成績評定を希望した場合において，完了時，変更契約により業務委託料（税込み）が１００万円以下となった場合は，評定は行わないものとする。

（徳島県ＨＰ）：委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/

（ウィークリースタンス）

第５条　本業務は，ウィークリースタンス（受発注者で１週間のルール（スタンス）を目標として定め，計画的に業務を履行する）の対象業務であり，次の各号に取り組まなければならない。

（１）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

（２）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

（３）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

２　前項第１号は必ず実施するものとし，第２号及び第３号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお，前項第１号から第３号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
３　ウィークリースタンスとして取り組む内容は，初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し，受発注者間で共有する。
４　受発注者は，中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
５　ウィークリースタンスの取組は，業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第６条　本業務は，円滑な業務の実施と品質の向上を図るために，受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する，業務スケジュール管理表を作成しなければならない。
２　受注者は，業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし，中間打合せ時等，必要に応じて修正をするものとする。

（Ｗｅｂ会議【発注者指定型】）

第７条　本業務は，建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「Ｗｅｂ会議（発注者指定型）」の対象業務であり，別に定める「Ｗｅｂ会議実施要領」を適用する。
２　Ｗｅｂ会議は，業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

（徳島県ＨＰ）：Ｗｅｂ会議実施要領

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/

Ｒ４波土　宍喰川他　海・芥附他　環境調査業務　特記仕様書

1.　業務概要

本業務は、宍喰川水系河川整備計画の変更に伴い流域環境等の実態を把握するため、生物調査（魚類、底生動物、両生類・は虫類、昆虫類、鳥類、植物）等の調査を実施して、とりまとめるものである。

2.　業務内容

2.1.　河川環境調査と河川環境情報図のとりまとめ

既往の河川環境調査の資料収集、生物調査（魚類、底生動物、両生類・は虫類、昆虫類、鳥類、植物）等を行い、河川環境情報図をとりまとめる。

2.1.1　計画準備

事前に現地踏査を行い、既往資料を参考に調査方法、調査時間、調査地点の選定等を行ったうえで、効率的な調査計画書を作成する。また、必要書類について準備する。

2.1.2　現地調査

◆魚類調査

投網、タモ網、定置網等による調査を行い、調査範囲内における魚類の生息状況を把握する。

調査時期は、夏季、秋季の2回とする。

調査範囲は、対象河川にて適地を選定して調査を行う。

重要種が確認された場合は、確認位置、個体数等を記録する。

◆底生動物調査

タモ網等による定性採取、サーバーネット等を用いた定量調査を行い、調査範囲内における底生動物の生息状況を把握する。同定作業は室内分析を実施する。

調査時期は、夏季の1回とする。

調査地点は、対象河川にて適地を選定して調査を行う。

重要種が確認された場合は、確認位置、個体数等を記録する。

◆両生類・は虫類

調査範囲を任意に歩きながら、目撃や鳴き声、脱皮殻等のフィールドサインにより個体を確認する。

調査時期は、秋季の1回とする。

重要種が確認された場合は、確認位置、個体数等を記録する。

◆陸上昆虫類

任意採取法、各種トラップ法による捕獲調査を行う。

調査時期は、夏季、秋季の2回とする。

重要種が確認された場合は、確認位置、個体数等を記録する。

◆鳥類調査

調査範囲において設定した観測定点と踏査中に確認できた鳥類を記録する。

調査時期は、春渡り期、繁殖期、秋渡り期の3回実施する。

調査地点は、対象河川にて適地を選定して調査を行う。

重要種が確認された場合は、確認位置、個体数等を記録する。

◆植物調査

調査結果を踏査し、出現する植物を記録する。

調査時期は、春季と秋季の2回とする。

また、河川環境情報図の基図となる植生図を、ＵＡＶ写真撮影によるオルソ画像より作成する。

重要種が確認された場合は、確認位置、個体数等を記録する。

2.1.3　調査結果とりまとめ

（データ整理・各季速報等の作成、確認種リスト・図作成等、保全措置等の検討、報告書作成）

対象区間における生物環境（魚類、底生動物、両生類・は虫類、昆虫類、鳥類、植物）、河川環境及び河川構造物調査についてとりまとめ、河川区分ごとにそれらの特徴を考察する。また、その結果をとりまとめた河川環境情報図を作成する。

2.2.　学識者ヒアリング

2.3.　打合せ

打合せ協議は原則として、次の時点で実施する。ただし、その他にも電話連絡等により発注者の意図が十分反映できるように配慮を行う。

・業務着手時　１回
・業務中間時　１回
・成果納入時　１回

3.　成果品

3.1.　仕様外の事項等

この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めることとする。

また、仕様書の内容に質疑が生じた場合、また、この仕様書の内容を変更する場合は発注者と受注者が協議して定めることとする。

3.2.　成果品

本業務の成果品として、次のものを提出すること。

・成果報告書（Ａ４版）　１部
・同原稿（電子媒体）　２部
・業務カルテ
・その他監督員が指示するもの